



# 消防同意における電子申請について

当消防局では、以下の手続きについて、書面による受付のほか、令和8年6月1日からICBA電子申請受付システムによりオンラインでの受付が可能となります。

## 電子申請の対象となるもの

- (1) 消防法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物で延べ面積が1,500㎡以上の防火対象物（ただし、複合用途防火対象物にあつては、特定防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以上のもの）
- (2) (1)以外の消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物で、延べ面積が3,000㎡以上のもの
- (3) 軒高が31mを超える防火対象物
- (4) 地階の階数が2以上の防火対象物のうち、地下2階以下の階を駐車場又は店舗の用途に供するもの
- (5) その他特殊な建築物で消防長が必要と認めるもの



## ICBA電子申請受付システム

インターネット利用の場合

<https://csba.kenchikugyousei-db.jp/kksv01/kk1/>



※ 申請にあたっては、建築物消防同意書（[様式第1号](#)）を添付してください。

電子申請の対象となるもの以外の建築物については、従前のおり書面による対応となります。



お問い合わせ先  
松本広域消防局 予防課  
TEL：0263-25-1599  
mail:shobo\_yobo@m-kouiki.or.jp

